

「さっぽろ障がい者プランの改定に関わる 市民懇談会」に参加しました

現在札幌市では、「障がい者保健福祉計画」と、「障がい福祉計画」で構成する「さっぽろ障がい者プラン」の一部改定のため、現在改定作業中です。

障がい者基本法においては、国の計画を基本として地方の計画を策定することとされていることから、本市における計画策定にあたっては、原則として試作分野を国の計画にあわせて設定してきましたが、今回の見直しにあたっては従来の計画に、新たな分野を追加するイメージです。

【改定のポイント】以下を踏まえて一部見直しを行う。

「国における基本計画の策定」

「障がい者虐待防止法の施行」

「障がい者差別解消法の成立」

「障がい者総合支援法の施行」

「現プラン策定後の新たな課題や取り組み」

※現プランは区役所及び下記のアドレスから入手できます。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/h24/h24keikaku.html>

今回の市民懇談会では、新規追加された「分野9 安全・安心」「分野10 差別の解消及び権利擁護の推進」「分野11 行政サービスにおける配慮」のテーマを中心に市民の意見の聞き取りがされました。

懇談会の開催については「札幌市ホームページ」や「広報さっぽろ」に掲載されていましたが、町内会役員と思われる方や福祉関係者、当事者の家族・本人が35名、障がい福祉課の職員が10名、手話と要約筆記のボランティアが5名でした。

【参加された方からのご意見】

○避難所として施設の開放はないのか？(現在は一旦通常の避難所に行って頂き、調査後無理がある場合移動という形になっている)

○ハザードマップの視覚障害者用が出遅れている理由は？情報があっても自分から得ようとしない事と、最初から情報を得られない事とは、全く別の次元であることを承知願いたい。

○PDF ファイルは音声ガイドソフトで読み取れないものもあります。市の書類はそこを考えて。

○市はどの程度の災害を想定しているのか？(災害対策の担当ではないが、地域に想定される災害を踏まえてのマニュアルである)

○先日の避難勧告で逃げろと言われてもどうすべきか解りづらい。エリアメールなど便利なものをもう一步進んだ要支援者への対策を望む。そもそも視覚障害者には普段から情報を得づらい為に、避難の概念すら無い事が多い事を理解した上で対策を考えて欲しい。

○市の要支援者は、町内会でも把握すべき。日常であれ災害時であれ、早道であると思う。(災害対策法による要支援者名簿作成は考えているが、相当数からの調査後了承を得てからの事になる)

○福祉事業所の委託と指定では格差が大きく、計画相談の点数にて助成が入るが、一般相談でも少額の助成を付けるなどして、もっと指定事業所を窓口を利用すべき。

○市営地下鉄の福祉パスが発行されて障がい者の利用がしやすくなり、知的障害者の方が嬉しそうに利用している姿は微笑ましい。一方精神の方は職に就けず低所得の方が多いにも関わらず補助が無いのは差別解消法に反するのでは？

○市図書館には「郵送貸し出し」というサービスがあるが、高齢者・身体障害者に限られている。精神で外に出られない方やそれぞれの生活状況に応じて対象者を増やして欲しい。

○視覚障害者は読み書きが出来ないことで、契約・申請など自筆でなければならない場合などたくさんの方の不利益を被る。上手く解消する努力をお願いしたい。

○現在の福祉サービスでは、国の行動援護と市の移動支援を1日のうちに併用できないため、余暇や送迎で使った日は夜間に発熱やてんかんなどでヘルプを頼みたくても頼めない状況をなんとかして欲しい。

○市の移動支援が非常に使いづらいため、行動援護もある人は代替えになるが持っていない人は支援を受けづらい状況になっていることを改善して欲しい。

○発達障がいの方の中には乗り物好きな方がとても多く、市営地下鉄・市電を始め市内の交通機関の従事者に対する理解促進のため研修を行って頂きたいし、その際には当事者や家族の会との連携を持った事業をお願いしたい。

○差別や虐待の防止は「教育」と「福祉従事者の労働状況の改善」だと思います。障がい福祉課が先頭に立って関係機関への働きかけを是非お願い致します。

※ご意見は皆様からも受け付けているそうです。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
電話番号：011-211-2936 内線：2936
ファクス番号：011-218-5181



(報告：菅井なおみ)